

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）支給申請書 提出書類チェックリスト

最初にチェック!

提出期限
(月 日)

- 【第1期】対象労働者を雇い入れた日（賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日。雇入れ日が賃金締切日又は賃金締切日の翌日の場合は、当該賃金締切日の翌日。）から起算して6か月を経過した日の翌日から起算して2か月以内。
- 【第2期以降】各期の支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内。

【事業所名】 ※ 書類の不備、添付書類の不足がある場合は受理できません。早めの提出をお願いします。

事業主 チェック	安定所 チェック	提出書類	備考
共通して必要な書類			
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対象労働者種別が同一の特開金基本4コースに係る支給申請書及び添付書類 特開金基本4コースのチェックリストに基づいて確認 なお、本コースを申請の場合、特定就職困難者コースの「雇入れ日において対象労働者であることを証明する書類」については、本チェックリストの裏面【別表】に従うこと
成長分野（デジタル、DX化関係業務、グリーン、カーボンニュートラル化関係業務）に従事する場合			
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第15号成) 実施結果報告書
一定の職業能力を必要とする業務（就労の経験のない職業）に従事する場合			
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「人材開発支援助成金」の支給申請書（写） （成長コースの支給申請時点で、人材開発支援助成金の支給決定が行われている場合には支給決定通知書の写し） 支給申請期限内に提出できない場合は、最終の支給対象期の申請期限又は当該書類を提出できることとなった日（※2）の翌日から2か月以内までに提出してください。
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第16号成) 賃金引上げ計画書 第1期支給申請時に提出することが必須 ※計画期間は、対象労働者の雇入れ日から起算して3年以内となります。
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	変更後の内容を記載した賃金引上げ計画書 第2期以降の支給申請時のみ 提出済みの賃金引上げ計画書の内容を変更した場合に提出が必要
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(様式第17号成) 賃金引上げ結果報告書 ならびに当該報告書の1(5)⑤欄および⑥欄の「毎月決まって支払われる賃金」を確認できる賃金台帳又はその写し等 支給申請期限内に提出できない場合は、最終の支給対象期の申請期限又は当該書類を提出できることとなった日（※2）の翌日から2か月以内までに提出してください。

※ 上記の他、労働局が必要と認める書類の提出を求められることがあります。

※2「提出できることとなった日」とは、人材開発支援助成金の支給決定日又は賃金引上げ計画書に記載される計画期間の終了日のいずれか遅い日をいいます。

⚠ マイナンバー、医療保険の被保険者等記号・番号が記載されていないことを必ず確認のうえご提出ください。

【別表】				
1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①60歳以上の者	官公署及びそれに準ずる機関の発行する書類であって対象労働者の氏名及び年齢が確認できるもの。 (住民票の写し、運転免許証の写し等)
2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	②身体障害者	身体障害者福祉法第15条第4項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳(写)であって対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの又は「障害者雇用関係助成金個人番号登録届(様式第9号)」。 なお、身体障害者手帳を所持しない者は、当分の間、次のイ及びロによる医師の診断書・意見書(写)であって対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。 イ 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)又は労働安全衛生法第13条に規定する産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。)を受けること。 イの診断書は、障害の種類及び程度並びに障害者雇用促進法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること。
3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③重度身体障害者	身体障害者手帳(写)であって、対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの又は「障害者雇用関係助成金個人番号登録届(様式第9号)」。 なお、身体障害者手帳を所持しない者は「②身体障害者」と同様に取り扱う。
4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④知的障害者	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターの判定書(対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したものをいう。)(写)又は所得税法施行令第31条の2第14号に規定する療育手帳(写)(以下同じ。)(写)であって対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。ただし、「障害者雇用関係助成金個人番号登録届(様式第9号)」をもって療育手帳(写)に代えることができるものとする。
5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤重度知的障害者	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターの判定書(対象労働者の知能指数及び身辺処理能力に関する意見を記入したものをいう。)(写)又は療育手帳(写)であって、対象労働者の氏名、年齢及び障害の程度が確認できるもの。ただし、「障害者雇用関係助成金個人番号登録届(様式第9号)」をもって療育手帳(写)に代えることができるものとする。
6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥精神障害者	精神保健福祉法第45条第2項の規定に基づき、交付を受けた精神障害者保健福祉手帳(写)又は主治医の診断書・意見書(原本又は写し)であって対象労働者の氏名が確認できるもの(統合失調症、そううつ病(そう病、うつ病を含む。))又はてんかん以外の精神障害がある者については、上記のうち精神障害者保健福祉手帳(写)に限る。ただし、「障害者雇用関係助成金個人番号登録届(様式第9号)」をもって精神障害者保健福祉手帳(写)に代えることができるものとする。
7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦母子家庭の母等	以下のイからトのいずれかに該当する書類その他の対象労働者の氏名及び母子家庭の母等であることが確認できるもの。 イ 国民年金法に基づき、遺族基礎年金の給付を受けている者が所持する国民年金証書(写) ロ 児童扶養手当法に基づき児童扶養手当の支給を受けていることを証する書類(写) ニ 母子父子寡婦福祉法に基づき、母子福祉資金貸付金の貸付を受けている者が所持する貸付決定通知書(写) ハ 日本国鉄道改革法第6条第2項に規定する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書(写) ホ 母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類(写) ヘ 児童扶養手当法施行規則第22条第1項に規定する児童扶養手当資格喪失通知書(写)及び母子家庭の母等申立書(様式第5号の2困)(上記イからホまでのいずれにもより難しい場合に限る) ト 住民票(世帯全員が記載されるもの)(写)及び母子家庭の母等申立書(様式第5号の2困)(上記イからヘまでのいずれにもより難しい場合に限る)
8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧父子家庭の父	以下のイからホのいずれかに該当する書類その他の対象労働者の氏名及び父子家庭の父であることが確認できるもの。 イ 児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を受けていることを証する書類(写) ロ 日本国鉄道改革法第6条第2項に規定する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の特別割引制度に基づき、市区町村長又は社会福祉事務所長が発行する特定者資格証明書(写) ハ 父子家庭の父に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類(写)、並びに父子家庭の父であること及び児童扶養手当の支給を受けていたことの申立書(様式第5号の3困) ニ 児童扶養手当法施行規則第22条第1項に規定する児童扶養手当資格喪失通知書(写)並びに父子家庭の父であること及び児童扶養手当の支給を受けていたことの申立書(様式第5号の3困)(上記イからハまでのいずれにもより難しい場合に限る) ホ 住民票(世帯全員が記載されるもの)(写)並びに父子家庭の父であること及び児童扶養手当の支給を受けていたことの申立書(様式第5号の3困)(上記イからニまでのいずれにもより難しい場合に限る)
9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑨中国残留邦人等永住帰国者	
10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩北朝鮮帰国被害者等	
11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪駐留軍関係離職者	
12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑫沖縄失業者求職手帳所持者	
13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑬漁業離職者求職手帳所持者	
14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑭手帳所持者である漁業離職者等	
15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑮一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者	
16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑯港湾運送事業離職者	
17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑰ウクライナ避難民	
18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑱補完的保護対象者	